

8月7日
東地申4号

2020年度ダイヤ改正検証についての申し入れ

【田端運転所】を行う!

ダイヤ改正から5カ月が経過し、職場では安全・安定輸送を心掛け奮闘をしています。今ダイヤ改正においても乗務員勤務制度の見直しによる「多様な働き方の実現」「効率性の更なる追求」を基に行われています。東京地本は、組合員が安全・健康・ゆとりを確保したうえで、働きがいを実感できるダイヤ改正としていくために、設備面を含めた作業環境の実現を求め各分会において検証運動を展開してきました。

「新型コロナウイルス」の感染拡大に伴い、多くの線区で利用者が減少している最中でのダイヤ改正となりましたが、私たちはエッセンシャルワーカーとして安全の確保を第一に公共交通機関としての社会的責務を果たしています。しかし、乗務員勤務制度の見直しにより、効率性が追求された乗務員の業務量は変わるものではなく、むしろ安全やサービス品質の低下に対する精神的負担も高まっている中で業務をしていると言っても過言ではありません。

ダイヤ改正の検証を通じて、次期ダイヤ改正では各系統や各線区で抱えている課題を解消することで、鉄道の安全と組合員の健康・働きがいを実現するために東京支社に対し以下の申し入れを行いました。

1. 20行路568Mにおいて、宇都宮貨物ターミナル駅から大宮駅まで貨物3088列車の後走りで遅延が生じるため、閉そく遅延を解消すること。
2. 19行路の出勤時間について、平日が13時28分、休日が10時17分と3時間11分も違う。この19行路が休日で運用された時は長時間拘束・長時間労働となるため、休日の出勤時間を平日と同等の時間とすること。